

テレビのアナログ放送終了まで、あと4カ月を切りました

ア ナログ放送は、7月24日（日）正午から、青い背景の「お知らせ画面」となり、午後0時までには、すべての放送が終了（完全停波）します。

それまでに地上デジタル放送を視聴する準備をしないと、テレビを見ることができなくなります。

地デジの準備に当たり、「何をすればよいか分からない」「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」という人には、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）がお手伝いします。まずは「デジサポ」にお電話ください。

問 デジサポ（総務省熊本県テレビ受信者支援センター／デジサポ熊本） ☎ 096-300-8800

ホームページ <http://digisuppo.jp/>



「地デジボランティア」を募集します！

デジサポ熊本では、「地デジボランティア」を募集しています。「地デジボランティア」のみなさんには、特に高齢者を対象に地デジ準備の声掛け、念押し運動と、まだ地デジの準備が済んでいない人をデジサポに紹介していただく活動をお願いしています。

【申・問】 デジサポ熊本（総務省 熊本県テレビ受信者支援センター） ☎ 096-312-5615
午前9時～午後6時（土／日／祝日除く）
市政策企画課 情報推進室 ☎ 63-1294

都市計画下水道事業の事業計画の変更に伴う図書の縦覧を行います

荒 尾都市計画下水道事業の事業計画の変更に伴い、都市計画法に基づいて関係図書の写しの縦覧を行います。

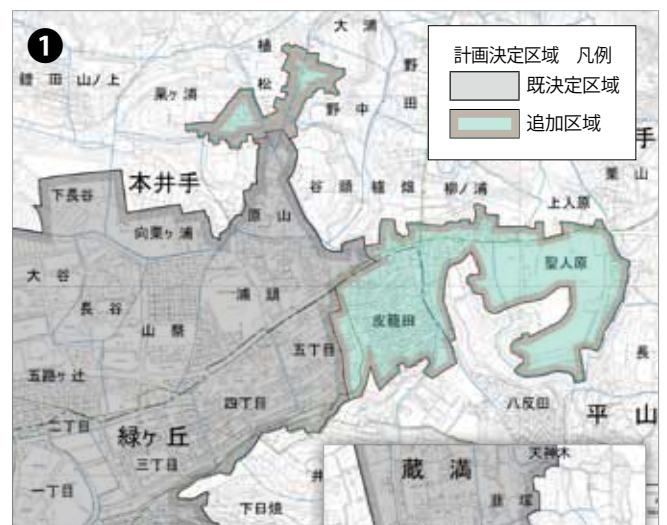
●**関係図書** 事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図書

●**縦覧期間** 平成30年3月31日（土）まで
縦覧場所 下水道課（増永1903）

●**参考図**（事業地に追加する地域・右図）

- ① 緑ヶ丘五丁目の一部、上井手（字柳ノ浦・字上人原の各一部）、平山（字皮籠田・字南皮籠田・字八反田・字聖人原の各一部）、本井手（字栗ヶ浦・字原山・字植松・字野中・字谷頭・字櫛畑の各一部）
- ② 牛水（字北宅地の全部、字東北原・字西北原・字南烏芋田・字南宅地・字上磯・字中磯の各一部）

問 下水道課 ☎ 64-2700



合併処理浄化槽の設置に 補助金を交付します

公 共下水道の設置が困難な地域で、合併処理浄化槽を設置する人に対し、設置費の一部を予算の範囲内で補助します。

●**補助対象地域** 公共下水道の工事認可区域（本年度認可区域を含む）を除く市内全域の専用住宅（小規模店舗などを併設した住宅を含む）

●**補助の限度額**（平成19年4月1日から適用）

浄化槽の種類	人 槽	補助額
合併処理 浄化槽	延べ床面積が130㎡未満の専用住宅（5人槽相当）	332千円
	延べ床面積が130㎡以上の専用住宅（7人槽相当）	414千円
	台所・浴槽が2カ所以上の二世帯住宅（10人槽相当）	548千円
BOD除去能力に 関する高処理型の 合併処理浄化槽	延べ床面積が130㎡未満の専用住宅（5人槽相当）	489千円
	延べ床面積が130㎡以上の専用住宅（7人槽相当）	654千円
	台所・浴槽が2カ所以上の二世帯住宅（10人槽相当）	903千円

問 環境保全課
☎ 63-1386

児童扶養手当額が変わります

児 童扶養手当の額が、平成 23 年 4 月から下表のとおり減額改定されました。

対象児童数	全額支給	一部支給
1 人	41,550 円	41,540 円～ 9,810 円
2 人	46,550 円	46,540 円～ 14,810 円
3 人以上	上の額に児童一人あたり 3,000 円を加算	

※手当額は、受給資格者および扶養義務者の所得に応じて改定され、制限限度額を超えていた場合は、支給できないことがあります。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として手当てが支給される制度です。

制度内容および受給資格、手続きなどに関しては、事前にご相談ください。

問子育て支援課 ☎ 63-1417

父子家庭の皆さんにも医療費が助成されます

平 成 23 年 4 月から、父子家庭の人にも「ひとり親家庭等医療費」として医療費が助成されることになりました。右の受給要件をいずれか満たしている人は、平成 23 年 7 月 29 日（金）までに申請してください。4 月診療分から助成することができます。申請が 8 月 1 日（月）以降になった場合は、申請された翌月からの助成となりますのでご注意ください。

また、受給資格者および扶養義務者の所得が限度額を超えていた場合は、助成できないことがあります。なお、平成 23 年 4 月 1 日以降に受給資格者になった人は、申請された翌月から助成されます。

●**受付方法** 申請にあたっては、添付書類が必要になることがありますので、事前にご相談ください。

●**受給資格** 次の①～⑤のいずれかにあてはまる子どもで、父がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合。

- ① 父母が離婚した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他（母が 1 年以上遺棄している子ども、母が 1 年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

●**助成額** 健康保険で診療された分で受給資格者が 1 カ月に支払った一部負担金から、その 3 分の 1 の額を差し引いた額。

問子育て支援課 ☎ 63-1417

荒尾市文化振興基金を活用しませんか

本 市の個性的な地域文化の創造や、まちづくりに活かす文化活動を、予算の範囲内で支援します。

●**助成対象事業** 平成 23 年度に自ら企画して実施する事業で（右表）、広く市民に公開・公表するものです。1 年度内に申請できる事業は、1 団体につき 1 事業です。

●助成対象者

- ① 市内に住所または活動の本拠がある団体
- ② 助成対象事業を完了できる見込みがある団体

●**助成金の額** 申請した事業に要する費用の 3 分の 2 とし、限度額を 50 万円とします。

※入場料、補助金、その他広告料などの収入は事業に要する経費から差し引きます。また、食糧費、メンバーの旅費・賃金は原則対象外です。

●**助成金の交付** 事業完了時に交付します。事業の性格上適当と認める場合は概算払い（前払い）することができます。

●**募集期間** 4 月 18 日（月）～ 5 月 27 日（金）

助成対象事業表

活動発表事業	複数の団体の共同作業や新たに実行委員会を作るなどして、従来の活動の枠を超えて行われる発表会などの事業。（ただし、特定の流派、会員、個展などにかかわる事業は対象外）
文化情報事業	文化を紹介するビデオ・パンフレットなどの制作発行で、文化情報の発信に寄与する事業。
人材育成・交流事業	文化的な活動として開催される研究会、フォーラムなどで人材育成や交流を目的とする事業
その他の事業	文化によるまちづくりの振興に寄与するもので、市長が特に必要と認める事業。

※恒常的な活動、営利目的の活動、政治・宗教活動などは対象外

問政策企画課 ☎ 63-1274